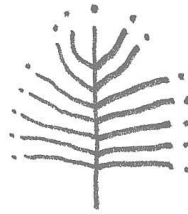


# 法学教育の基礎としての「人間の尊厳」



平山 令二

中央大学法学部

## はじめに

私は現在法学部でドイツ語を教えている。法学部におけるドイツ語教育はどうあるべきか、ということを自分なりに考えてきたが、その関連で法学教育の基礎はどうあるべきかも考えるようになった。今回執筆の機会を与えられたので、これらについて書いてみたい。

まず、自身の法律学との関わりを述べてみたい。私は文学部の独文科の出身で法律学との関わりはまったくと言

ってよいほどなかった。ただ、一般教養科目として「法学」の授業を受けたことはある。その授業は総合講座の形式で、若手の法学部教員たちが交代で講義する、というものだった。

その後、私はゲーテの『ファウスト』について修士論文を書いたが、ゲーテが法学部で学び弁護士も開業していたことなど、気にもかけなかった。図書館で勉強していると、近くで司法試験受験生たちが六法全書を前に一生懸命に条文を暗記している姿が見え、法律学は暗記科目で面白くない、と思っていた。

このように法律学に関心を持たなかった私なので、法学部でドイツ語を担当するようになって、ドイツ語は一種の教養科目と位置づけ、法学部特有のドイツ語教育を模索しようとはしてこなかった。

ところが、このところ法学部ではロースクールの立ち上げ等の環境の変化が始まり、法学部の存在意義そのものが問われるようになってきた。細かい専門的な内容はロースクールで教えられるのであって、法学部では幅広い教養を身につける教育をするべきだ、という意見も出てくるようになった。外国語教育にもそのような幅広い教養教育の一環となる役割が求められるようになった。

このような時代の要請から、法学部における真の教養とは何かを模索するなかで生まれたのが、私なりの「法律のドイツ語」や総合科目の授業である。

## 「人間の尊厳」とは何か

「法律のドイツ語」の授業を始めるにあたり、私は次のような方針を立てた。

1. 単に法律のドイツ語という技術的な内容を教えるだけ

ではなく、その背景にある文化や思想を教える。

2. そのことにより、日本の現状を相対的・批判的に眺める視点を獲得する。

いささか大風呂敷になるかもしれないが、このような抱負を持って授業を始めた。私がある際に重視した言葉は「人間の尊厳」である。

なぜ、「人間の尊厳」という言葉を重視したかという点、ドイツの憲法である「基本法」の冒頭第一条が次のように始まっているからである。

第一条 人間の尊厳は不可侵である。人間の尊厳を尊重し保護することは、すべての国家権力の義務である。

日本国憲法は周知のように天皇の規定から始まっている。に対し、「人間の尊厳」から始まっているドイツ基本法は大いに異なっている。学生にとってもこのことは大きな驚きのものであり、ある学生はなぜ日本国憲法が天皇の規定から始まらなければならなかったのかその由来を考え始め、日本国憲法も「人間の尊厳」の尊重から始まるべきではなかったか、という結論に達している。

いずれにせよ、憲法第一条になにを置くか、という選択

は重要であり、その国の基本姿勢が現れる。ドイツはなぜ基本法第一条に「人間の尊厳」の尊重を置いたのか、その理由を知るためには、思想的・歴史的背景を知らなければならぬ。

教室で「人間の尊厳」とは何を意味するか、質問すると、学生たちは当惑する。「生命」とか「自由」とかの回答があるが、自信なさそうである。

ドイツではしかし、「尊厳」の意味している内容は明確である。そこには、宗教的・思想的内容と歴史的背景の両者が含まれている。宗教的内容とは、旧約聖書に書かれている、人間が神の似姿として創造された、ということであ



ひらやま・れいじ ●一九五一年、新潟県生まれ ●主な論文著書に『ドイツ語文法』（中央大学出版部）。共著に『ツアロートの道―ユダヤ歴史・文化研究』（中央大学出版部）、『近代劇の成

立』（中央大学出版部）など。 ●経済危機による「派遣切り」や正社員の解雇、九条改正による自衛隊海外派兵のもくろみなど、根底には若者の「尊厳」を軽視する指導者の姿勢があります。今の日本で一番必要なのは各界指導者（教育界も含めて）が「人間の尊厳」に対する尊重の姿勢を持つことと思います。

る。神の似姿として創造されたことにより、人間は被造物のなかで最高の位置を占めることになった。

思想的にはカント哲学が影響を与えている。カントは、周知のようにドイツ啓蒙主義を代表する哲学者である。啓蒙主義は旧来の迷信や宗教的偏見を批判して、理性の光により世界を理解し直そうとした思想潮流である。啓蒙の標語はカントの「自らの知性を使う勇氣を持って」というものである。カントは人間に等しく与えられた理性の光に注目して、人間は何ものかのための手段ではなく、それ自身が目的である、と考えた。目的としての存在であるところに、カントは人間の「尊厳」の根拠を見出したのである。

このようにキリスト教、そしてカントの啓蒙哲学が基本法第一条の「人間の尊厳」という表現の根拠になっている。

### 「人間の尊厳」規定の 歴史的背景

「人間の尊厳」規定の歴史的背景はナチスによる圧政・暴虐である。六百万のユダヤ人の殺害をした「ホロコース

ト」、ヨーロッパ全土に甚大な被害を招いた第二次世界大戦、国内においても社会民主党・共産党・自由主義者などの反対派を徹底して弾圧している。このようなナチスによる「人間の尊厳」無視の重い歴史的体験のゆえに、基本法は冒頭に「人間の尊厳」の尊重を置く選択をしたのである。

このことを学生に分かつてもらうために、ビデオでナチス支配下の裁判の模様を見てもらうことにしている。それは悪名高い「民族裁判所」のフライスラー裁判長による裁判の模様を写したドキュメンタリーである。被告人になっているのは、戦争末期にヒトラー暗殺計画を立てた軍部の高官たちである。ほとんどが貴族であるそれらドイツ国防軍の將軍などが、ドイツの敗色が濃厚になるにつれ、ドイツを破局から救うためにはヒトラー暗殺しかないと考ええるようになった。

一九四四年七月二十日に總統大本営でヒトラー爆殺が図られたが、ヒトラーは軽傷ですんでいる。復讐の鬼と化したヒトラーは、將軍たちを次々に逮捕して、「民族裁判所」の被告席に立たせた。「民族裁判所」は、ナチス政権の反対派を裁くために設けられた特別裁判所であり、一審制で上告は許されない。有罪の場合には、ほとんど死刑となる。その悪名高い裁判長がフライスラーである。

ヒトラー暗殺計画に加わった將軍たちを裁く法廷の様子は異様としか言いようがないものである。裁判冒頭からフライスラー裁判長は被告たちに向かって「お前たちは人間の屑だ」「恥知らずな売国奴だ」と怒鳴りつけ、被告たちの弁明を一笑に付す。

このビデオを見たあとに、学生たちに感想を聞くと、みな一様に、公正であるべき裁判官が被告たちをこのように一方的にののしる裁判など考えられない、と感想を述べる。しかし、このような「人間の尊厳」の無視がナチス時代の民族裁判所の常態だったのである。

#### 法律は

#### 「人間の尊厳」を守るのか

ナチスの独裁政治の実態について、ナチスは法律を無視して無法な支配を行っていた、という理解がある。しかし、これは一面的理解である。実際には、ナチスが「人間の尊厳」を踏みにじる手段として使ったのが、法律という武器であった。その例を「全権委任法」と「ニュルンベルク法」

に見てみよう。

「全権委任法」はヒトラーの独裁を準備した法律として有名である。法律の正式名称は「民族と国家の困難を除去するための法律」という大仰なものである。略称は「全権委任法」または「授権法」である。この法律は、一九三三年二月の国会議事堂放火事件をきっかけにしている。ヒトラーは、この放火が共産党員の仕業であるとして宣伝した。現在では、この放火事件はヒトラーの片腕であったゲーリングらの仕業と見られている。いずれにせよ、この放火事件後の総選挙でナチスは大勝し、ヒトラーは連立政権を組む他の右派政党と共に「全権委任法」を提案したのだった。この法律はわずか五条しかない短い法律で、しかも核心部分は第一条と第二条だけである。しかし、そのわずか二条がワイマール共和国の命運を決め、ヒトラー独裁の道を開くことになった。その内容は以下のようなものである。

第一条 国の法律は憲法に規定されている手続きの他、政府によっても制定されることができる。

第二条 政府によつて制定される法律は、国会と参議院そのものを対象にしない限りは、憲法から逸脱することが許される。

第一条により、立法が議会の手から離れ、ヒトラー政府によつて恣意的に行われるようになった。実際、この後ヒトラー政権のもとで議会を通して成立した法律はわずかしかない。さらに第二条により、人権規定などにおいてきわめて先進的であったワイマール憲法が、実質的に空文化されてしまうことになった。ワイマール憲法がありながら、ユダヤ人などに対する迫害が行われた理由がここにある。法律悪用のもうひとつの例がニュルンベルク法である。

ニュルンベルクはドイツの古都であり、ナチス党はこの地で党大会を開催した。一九三五年の党大会の際、ニュルンベルクでユダヤ人差別法を制定したのである。なぜ議会有るベルリンではなく、ニュルンベルクで法律が制定できたのか、その秘密が先の全権委任法にある。全権委任法のおかげで、議会の承認を経ることなく政府が法律を制定できることになっていたからだ。しかも法律の内容は人権重視のワイマール憲法の規定を逸脱していいことになっている。

実際、ニュルンベルク法はユダヤ人差別が目的であることが明白で、そのうちの「ドイツ国民法」の内容は次のようなものである。

第二条 ドイツ国民は、ドイツ人またはこれと同種の血を持ち、ドイツ民族および国家に対し忠実に奉仕することを意思し、かつその能力があることを行動で証明しなければならぬ。

このようにドイツ人の「血」を持ち出すことにより、長年ドイツに住み、すでに同化していたユダヤ人をも排除しようとしたのである。この他「職業官吏再建法」など数々の差別法により、ユダヤ人をドイツの市民生活から徹底的に排除しようとした。

以上、全権委任法とニュルンベルク法のふたつの例から分かるように、ナチスの無法は法律の御墨付きを得て行われたものである。法律は両刃の刃で、その極端な悪用の例がナチスである。法律の悪用について考える機会のほとんどない法学部の学生には、法律の怖さを知るインパクトのある実例となっている。

## ラートブルフの法律論

ナチスによる法律悪用の例を紹介したあとは、グスタフ・ラートブルフの論文「実定法の不法と実定法を越える法」を取り上げることにしている。

ラートブルフはドイツを代表する法学者で、日本の法学の世界でも広く知られている。まず、その経歴を『ラートブルフ著作集』第六巻(東京大学出版会)の解説により紹介する。

ラートブルフは、一八七八年に北ドイツのリューベックに生まれた。ミュンヘン大学などで法学を学び、ハイデルベルク大学で刑法の講義を担当した。第一次世界大戦に従軍したあと、戦後キール大学の教授になった。ラートブルフは、社会民主党に入党している。大学教授のかたわら社会民主党の国会議員も務め、大統領のエーベルトに請われ法務大臣となり、リベラルな立場から法改革に携わった。

ラートブルフはこのように、象牙の塔にこもりがちなどイツの教授としては異例なことだが、進歩的な立場から実際の政治にも積極的に関与した。ところが、ナチス政権の成立とともに、ナチスが目の仇にする社会民主党員のラートブルフは大学を追われ、一種の亡命のような形で、イギリスのオックスフォード大学に滞在した。その後、ドイツに帰国したが、ナチス政権の監視下で孤立した生活を余儀

なくされた。しかし、敗戦とともにラートブルフは脚光を浴び、ハイデルベルク大学法学部長に迎えられ、荒廃した大学の復興に尽くした。主著には、『法学入門』、『法哲学』などがある。

このような体験を経たラートブルフが、戦後すぐの一九四六年に発表した論文が、『実定法の不法と実定法を越える法』である。この論文の冒頭は次のように始まる。(論文の訳は上記著作集によるが、一部変えたところもある)

「命令は命令」という原則と、「法律は法律」という原則がある。ナチスはこのふたつの原則を用いて、一方で軍人、他方では法曹というナチスの従者を手もとにつなぎとめておくことができた。もともと「命令は命令」という原則は、決して無原則に通用したわけではない。指揮官が犯罪的な目的のために命令を下した場合には、服従義務はなくなった(軍刑法四七条)からである。これに反して、「法律は法律」という原則には、何らの制限もなかった。それは何十年もの間ほとんど反対されずドイツの法律家たちを支配した実定法万能主義(法実証主義)の思想の表現である。したがって実定法の不法とか、実定法を超越する法とかは、いずれも自己矛盾とされていたのである。

ラートブルフがこの論文を書いた理由が、この冒頭個所にすでに現れている。その理由は、自らも体験したナチスの無法な支配への怒りにある。しかし、繰り返し返すが、ナチスが暴虐をほしきままにするために使った道具が法律であった。全権委任法にせよ、ニュルンベルク法にせよ、いずれも合法性の仮面をつけた無法であった。ラートブルフは元来、価値相対主義の立場をとっていたのだが、そのような自らの法理解に根本的な反省を強いられたのがナチス独裁下の体験であった。

ラートブルフは、以下のように実定法万能主義の問題点を指摘する。

実定法万能主義は実際「法律は法律だ」という主張により、恣意的で犯罪的な内容を持った法律に対してドイツの法律家たちを無防備にしまった。だが、実定法万能主義は、自分自身の力で法律の効力を根拠づけることはまったくできない。実定法万能主義は、法律の効力は法律が自らを貫徹する権力を持つていたことで証明されたと考える。しかし、権力は服従を義務づけることはできるかもしれないが、道徳的義務や効力は根拠づけることはできない。

道徳的義務や効力は、むしろ法律に内在する価値によってのみ根拠づけられる。

ここで、ラートブルフは法律に内在する価値として、法的安定性、合目的性、それに正義の三つをあげる。その上で、三つのなかで最も大事なものが正義であるとすする。

法律の形を取った不法と不適当な内容にもかかわらず効力を持つ法律の区別をより明確にすることは不可能である。しかしながら、次のような場合にはきつぱりと線引きをすることができる。すなわち、正義がまったく求められない場合や、正義の核心をなしている平等が実定法の制定の際に意識的に否定された場合には、法律は単なる「不適当な法」ではなく、そもそも法としての性質を失ってしまっている。なぜならば、法は実定法も含め、正義のために定められた秩序と規定としてしか考えられないからである。この基準にあてはめるならば、ナチスにより制定された諸法は、効力を持つ法が備えている威厳に達したことは一度もなかった。

ナチス時代の痛切な体験を基に、ラートブルフは、法律

はどのようなものでも制定されればよい、というのではなく、その内容が正義の原則に合致しているのが最も重要である、と主張する。逆に、正義の原則に合致しない法律は法律とは呼べない。ラートブルのこの論文はナチス独裁政権の「従者」であった法律家たちに、戦後の法律学の進むべき道を確認として示すものであり、戦後ドイツの民主的法学の出発点であった。ちなみに、日本の戦後憲法学をリードした芦部信喜も、自らの憲法学の戦後における出発点をラートブルフのこの論文に見出している。

日本の学生にとってはいささか難解な論文かもしれないが、戦後ドイツの法学の出発点を理解してもらい、またラートブルフのこの論文の背景にも、やはり「人間の尊厳」の尊厳が法律の基盤になければならない、という思想があったことを理解してもらうために、紹介することにしていく。

### 「白バラ」のゾフィーと法律

ラートブルフの論文を紹介したあとは、映画を学生たちに見せることにしている。ヒトラー独裁政権に抗した抵抗



運動「白バラ」の女子学生ゾフィー・シオルの逮捕から処刑までの最後の日々を描いた「ゾフィー・シオル 最後の日々」である。日本でも公開されて話題を呼び、かなりの観客を集めて深い感動を与えた映画である。

「白バラ抵抗運動」について詳しく説明する余裕はないが、ミュンヘン大学の教授や学生たちのグループで、「白バラ」というビラを作成し、ナチス政権の侵略戦争の実態やユダヤ人大量殺人を告発した。ゾフィーと兄のハンスがミュンヘン大学の構内でビラをまいているところを逮捕され、「白バラ」のグループは一網打尽となり、多くが処刑された。

ナチス政権は、スターリングラードの敗戦などでドイツ国民が政権に疑いを抱き始めた時期でもあり、「白バラ」の動きに危機感を抱いた。ミュンヘンでの裁判にあたっては、民族裁判所の悪名高いフライスラー裁判長をわざわざベルリンから呼び寄せ、裁判の陣頭指揮を取らせた。裁判は一日で結審し、第一グループとしてハンスとゾフィーのシオル兄妹ら三人に死刑判決が下され、異例なことに即日処刑された。ギロチンという残酷の上もない処刑方法だった。

映画は、ゾフィーの心理に寄り沿うように、彼女の逮捕

から処刑までの短い日々を追っている。映画のなかで印象的なのは、訊問する警察官とゾフィーとの法律をめぐる対決である。警察官は、法律がなければ無秩序が支配することになるので、ドイツ国民たる者にはなによりも法律に従うことが義務である、と主張する。これは、ラートブルフが批判した「実定法万能主義」である。他方、ゾフィーは、言論の自由などワイマール憲法の人権規定をナチス政権は踏みじり、独裁を正当化し、独裁を守るための法律を作った、と反論し、そのようなナチスの法律に従う必要はない、と主張する。警察官は、「法律を基準にしないなら、何を基準に行動したらいいのか」とゾフィーに反論する。これに対して、ゾフィーは「良心」と応えるのである。法律も良心に反するものは認められない、という立場である。これはラートブルフの戦後の立場につながるものである。ゾフィーがナチスの暴虐に抗し立ちあがることができたのも、そして逮捕されてからも堂々と自らの立場を主張することができたのも、自らの行動を常に良心の基準において判断することができたからである。そのゾフィーはまた、熱心なキリスト教徒であった。彼女が自らの指針を良心にのみ求め揺るぐことがなかったのも、自らの背後に神がいることを感じていたからでもある。

さて、映画のゾフィーと警察官の対決する議論は、事実そのものの再現ではない。両者とも生存していない今では、対決の忠実な復元は不可能である。ところが、ゾフィーの訊問調書は現在も存在する。その中で、ゾフィーは「私は自分のしたことを悔いてはいません」と明言している。その言葉をドイツ語のテキストで読んだとき、私は大きな感動を抑えることができなかった。

学生たちも、この映画のゾフィーの姿には感動を覚えずにはいられなかったようだ。自分と同年輩の若い女子学生が恐れることなく残酷なナチス独裁政権に立ち向かっていったのだから。

### 『日独裁判官物語』と

### 「人間の尊厳」

授業における法律のドイツ語のテキストでは、民法や刑法、環境法、行政法などのドイツ語を読んでいる。もちろん民法や刑法は戦前からのものが基本となっているが、それら戦前から続く法律においても、戦後、とりわけ七十年

年代からはそれらの法律を「人間の尊厳」という基本法の精神において新しく解釈しなす試みがなされている。このあたりの経緯は、ドキュメンタリー映画『日独裁判官物語』において描かれている。

この映画では、日本の司法がモデルとしてきたドイツにおける七十年代以降の市民に開かれた司法改革の姿が描かれている。対照的に同時期の日本では、青法協に加入していた裁判官の再任拒否を契機に、最高裁事務総局の人事統制が進んだ。そのため時の政府にとって都合の悪いような判決は現れなくなり、裁判官の市民的自由も大幅に制限されるようになってしまった。その結果、市民に開かれた司法という戦後ドイツの司法の歩んだ方向とは逆に、市民に閉ざされた司法の道を進むことになった。

日独の裁判、および裁判官の現状を『日独裁判官物語』は、市民に開かれた裁判はどのようにあるべきか、という問題意識に貫かれ対比的に描く。ただ、そのことを言葉で説明しているだけでなく、映像として描いていることが重要である。ドイツの裁判所では裁判官席が一段高くなっている。傍聴席と同じ高さであり、裁判官席と傍聴席を隔てる柵もない。また、総ガラス張りのドイツ連邦憲法裁判所の姿に、市民に開かれた透明性を重視したドイツ司法の

姿勢が視覚的に理解できるようになっている。また、ビールを片手に市民と談笑する裁判官たちの姿に、ドイツの裁判官が市民に根付いた存在であることが実感できる。

このドキュメンタリー映画を見て、ドイツの司法制度に興味を持つ学生もかなりいる。短期留学でドイツに出かけ、ドイツの裁判所見学をした学生も何人もいる。

## おわりに

法律ドイツ語の授業や総合講座「ドイツの社会と文化」で、「人間の尊厳」の尊重に基盤を置いた戦後ドイツの法律学の考え方を教えているのも、日本の法学部では実定法の学習がほとんどで、法や法律の背後にあるものを考える機会が少ないからである。学生アンケートでも、学部の授業は法律を学ぶことが中心だが、この授業ではドイツの法律の背景にある宗教や思想を学べ、法というものについて考えることができた、という記述があった。

ドイツと日本は文化や歴史的背景が違うので、短絡的に「はいかないが、日本の法律の解釈、適用にも「人間の尊厳」の尊重がなければならぬ、ということ」を繰り返して伝えて

いきたいと思う。大学での教育は、そもそも学生がどのような道へ進むとも、「人間の尊厳」の尊重に立ち、考えて行動する人間を育てることを使命としていると思うからだ。

## 付言

新村洋史先生の御講演を聞き、御著書『大学生が変わる』を読み、教育にかける真剣な姿勢に感銘を受けた。私の授業は日々試行錯誤の連続であるが、新村先生の姿勢に学び、授業改善の努力を続けたいと思っている。

